

証券コード 6485  
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都目黒区鷹番二丁目13番5号  
**前澤給装工業株式会社**  
代表取締役社長 山本晴紀

### 第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号  
アイビーホール青学会館 3階 ナルド  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第59期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第59期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役4名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎当日の受付開始は、午前9時を予定しております。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.qso.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(自 平成26年 4月1日)  
(至 平成27年 3月31日)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績の改善や日銀の金融政策の追加緩和などに支えられ緩やかな回復基調が続いておりますが、個人消費の低迷や海外経済の減速など景気の先行きには不透明感が増してまいりました。

当社グループの属する給水装置業界におきましては、消費税増税後の住宅投資の低迷から新設住宅着工戸数は前期比減少し、人手不足からくる水道工事の入札不調が続くなど厳しい状況となりました。

このような状況下、当社グループは、営業力の強化による販売シェアの確保、地上製品の販路拡大、さらに東北地区での復興需要の取り込みなどに注力してまいりましたが、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減が続いたこと、円安の影響や市況の変動により主要原材料が高値で推移したことなどから売上高は前期比4.5%減の243億66百万円、経常利益は前期比14.8%減の17億83百万円となりました。

##### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資額は、3億48百万円であり、その主なものは生産用設備1億13百万円、生産用金型96百万円であります。

なお、当連結会計年度の所要資金は、すべて自己資金で賄いました。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第56期 平成24年3月期	第57期 平成25年3月期	第58期 平成26年3月期	第59期 (当連結会計年度) 平成27年3月期
売上高(百万円)	22,958	23,345	25,527	24,366
当期純利益(百万円)	1,067	1,203	1,289	1,014
1株当たり当期純利益(円)	88.74	99.99	107.13	84.31
総資産(百万円)	35,554	36,843	37,222	37,632
純資産(百万円)	27,520	28,473	29,759	30,698
1株当たり純資産額(円)	2,286.87	2,366.11	2,472.92	2,551.02

(注) 水道メータ取引に関連して発生する棚卸資産(スクラップ)の売却取引については、従来、「営業外収益」の「スクラップ売却益」に計上しておりましたが、当該取引を継続的に強化してきた結果、金額的重要性が増してきたことから、実態をより適切に表すため、当連結会計年度より「売上高」と「売上原価」に含めて表示する方法に変更いたしました。

当該変更を反映させるため、前連結会計年度(第58期)については組替後の金額となっております。

なお、第57期以前については、金額的重要性が乏しいため組替をしておりません。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
QSOインダストリアル株式会社	11百万円	100.0%	給水給湯設備の販売・施工
前澤給装(南昌)有限公司	102百万人民币	100.0%	水道用給水装置製造販売

上記の「重要な子会社」には、非連結子会社(1社)の記載を省略しております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、人口の減少、資源エネルギー価格の動向など、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想しております。このような環境下、当社グループの対処すべき課題は以下のとおりであります。

- ① お客様のニーズにお応えする新製品の開発に経営資源を投入するとともに、適正な販売価格で、お客様に製品をご提供してまいります。
- ② 原材料価格の変動による販売価格への影響を最小限に抑えるため、生産技術の向上に努め、収益基盤の安定化を図ります。
- ③ 水道メータ事業は、価格競争の激化に対応するため、製造工程の見直しによる原価削減を進めてまいります。
- ④ 会社をとりまく各種のリスクに備えるため、リスク管理体制を構築し、当社グループ全体の経営効率化を図ります。
- ⑤ コンプライアンス経営を一層進め、内部統制システムの定着化などにより、企業価値の向上に努めてまいります。
- ⑥ ライフラインの一翼を担う企業として、東日本大震災からの復興支援に加え、国内インフラの更新需要に当社グループを挙げて積極的に対応してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは水道用給水装置器具関連製品の専門メーカーとして、給水バルブおよび継手類等の製造、販売を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

前澤給装工業株式会社

本社 東京都目黒区

営業所等	北海道	(北海道札幌市)	新潟	(新潟県新潟市)
	釧路	(北海道釧路市)	北陸	(石川県金沢市)
	青森	(青森県青森市)	名古屋	(愛知県名古屋市)
	秋田	(秋田県秋田市)	京都	(京都府京都市)
	仙台	(宮城県仙台市)	大阪	(大阪府大阪市)
	福島	(福島県郡山市)	岡山	(岡山県岡山市)
	茨城	(茨城県土浦市)	広島	(広島県広島市)
	栃木	(栃木県宇都宮市)	四国	(愛媛県松山市)
	群馬	(群馬県前橋市)	九州	(福岡県福岡市)
	埼玉	(埼玉県さいたま市)	熊本	(熊本県熊本市)
	千葉	(千葉県千葉市)	鹿児島	(鹿児島県鹿児島市)
	東京	(東京都目黒区)	メータ事業部	(東京都目黒区)
	東京西	(東京都羽村市)	リビング営業部	(東京都目黒区)
	横浜	(神奈川県横浜市)	特販営業部	(東京都目黒区)
	静岡	(静岡県静岡市)		
工場等	福島工場	(福島県本宮市)		
	メータ事業部埼玉事業所	(埼玉県幸手市)		
物流	東京物流センター	(東京都大田区)		
	福島物流センター	(福島県本宮市)		
	大阪物流センター	(大阪府大阪市)		
	九州物流センター	(福岡県糟屋郡)		

QSOインダストリアル株式会社（連結子会社）

本社 神奈川県横浜市

前澤給装（南昌）有限公司（連結子会社）

本社 中国江西省南昌市

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
520名	17名減少

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託、パートタイマーは含まれておりません。  
2. 使用人数には、当社への出向者7名を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
388名	8名減少	39.5歳	15.1年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託、パートタイマーは含まれておりません。  
2. 使用人数には、当社への出向者7名を含んでおります。

(8) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 47,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,500,000株(自己株式466,022株を含む)
- ③ 株主数 8,520名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
前澤工業株式会社	624	5.18
前澤化成工業株式会社	624	5.18
株式会社りそな銀行	500	4.15
株式会社三井住友銀行	500	4.15
前澤給装工業従業員持株会	495	4.11
日本生命保険相互会社	366	3.04
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	339	2.82
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	319	2.65
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	311	2.59
第一生命保険株式会社	288	2.39

(注) 1. 当社は自己株式466,022株を保有しておりますが、上記大株主（上位10名）から除いております。

2. 持株比率は自己株式（466,022株）を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐藤 秀敏	経営管理部門、事業開発部門担当 前澤給装（南昌）有限公司董事
代表取締役社長	山本 晴紀	営業部門、生産部門担当 前澤給装（南昌）有限公司董事長
取締役	堀 俊也	西日本営業部長兼特販営業部長兼 中部支店長兼物流部、CADセンター担当 QSOインダストリアル株式会社 取締役
取締役	村田 秀明	福島工場長兼開発部長 QSOサービス株式会社取締役
取締役	谷合 祐一	東日本営業部長兼首都圏支店長兼 営業支援部長
常勤監査役	兼 茂雄	QSOインダストリアル株式会社 監査役
監査役	幣原 廣	弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所 代表社員弁護士 タマホーム株式会社 社外監査役 中外鋳業株式会社 社外監査役
監査役	宮田 泰	宮田税理士事務所 税理士
監査役	藤田 博	株式会社CBN 代表取締役

(注) 1. 監査役幣原 廣氏、監査役宮田 泰氏および監査役藤田 博氏は、社外監査役であります。

2. 監査役宮田 泰氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役藤田 博氏は金融機関における長年の経験があり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。



3. 当事業年度中における取締役の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
佐藤 秀敏	代表取締役会長 経営管理本部長兼 事業開発本部長	代表取締役会長 経営管理部門、事業開 発部門担当	平成26年7月1日
山本 晴紀	代表取締役社長 生産本部長	代表取締役社長 営業部門、生産部門担 当	平成26年7月1日
堀 俊也	取締役執行役員 営業本部長兼東北・北 海道統括部長兼近畿 統括部長兼九州統括 部長兼特販統括部長	取締役執行役員 西日本営業部長兼特 販営業部長兼中部支 店長兼物流部、CAD センター担当	平成26年7月1日
	取締役執行役員 西日本営業部長兼特 販営業部長兼中部支 店長兼物流部、CAD センター担当	取締役 西日本営業部長兼特 販営業部長兼中部支 店長兼物流部、CAD センター担当	平成27年1月1日
村田 秀明	取締役執行役員 生産本部福島工場長 兼製造部長兼開発部 長	取締役執行役員 福島工場長兼開発部 長	平成26年7月1日
	取締役執行役員 福島工場長兼開発部 長	取締役 福島工場長兼開発部 長	平成27年1月1日
谷合 祐一	取締役執行役員 営業本部関東・中部統 括部長兼中四国統括 部長	取締役執行役員 東日本営業部長兼首 都圏支店長兼営業支 援部長	平成26年7月1日
	取締役執行役員 東日本営業部長兼首 都圏支店長兼営業支 援部長	取締役 東日本営業部長兼首 都圏支店長兼営業支 援部長	平成27年1月1日

なお、平成27年1月1日付の異動は、当社が平成26年12月19日開催の取締役会において、平成26年12月31日をもって執行役員制度を廃止することを決議したことによるものであります。

4. 当社は、監査役幣原 廣氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (0)	180 (-)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	26 (12)
合 計 (うち社外役員)	9 (3)	206 (12)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額285百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。  
 当事業年度における役員賞与引当金の繰入額  
 取締役：5名 28百万円
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第51期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
5. 当事業年度末現在の取締役は5名、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であります。

### ③ 社外役員に関する事項

イ.他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役幣原 廣氏は、弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所の代表社員弁護士、タマホーム株式会社および中外鉱業株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役藤田 博氏は、株式会社CBNの代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ.当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役 幣 原 廣	当事業年度に開催された取締役会11回全てに、監査役会13回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役 宮 田 泰	当事業年度に開催された取締役会11回のうち9回、監査役会13回のうち12回に出席し、税理士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役 藤 田 博	当事業年度に開催された取締役会11回全てに、監査役会13回全てに出席し、金融および企業経営の専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

### ハ.責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### ニ.社外取締役を置くことが相当でない理由

これまで当社は、会社法や金融商品取引所規則の改正動向等に鑑み、社外取締役を置くことを検討してまいりましたが、その選任議案を株主総会に上程するには至っておりませんでした。このような状況の中で引き続き鋭意人選に努めた結果、第59期定時株主総会において社外取締役候補者1名を含めた取締役選任議案を上程することを平成27年3月24日の取締役会で決議しております。

### (3) 会計監査人の状況

#### ① 名称

有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、前澤給装(南昌)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンス経営の更なる強化を図るため、コンプライアンス管理規程、行動規範に従い、役員および従業員等がコンプライアンスプログラムを実践する。

ロ. コンプライアンスプログラムを推進する組織として、コンプライアンス推進委員会を設置し、部署ごとに任命されたコンプライアンス推進委員により社内教育を実施する。また、コンプライアンス違反等に関する通報の仕組みとして内部通報制度(ホットライン)を設置、運用する。

ハ. コンプライアンスプログラムにおいて、反社会的勢力排除に向けた取り組みとして、コンプライアンス行動規範に、「反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。トラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう。」と記す。

また、反社会的勢力排除のため、社内専門部署および責任者を定め、所轄警察署および顧問弁護士等の外部専門機関と連携を取り、情報の共有化を図る。更に、反社会的勢力排除に向けた連絡協議会への参加、全社員へのコンプライアンス行動規範の配布、社内教育の実践等により、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

ニ. コンプライアンスを統括・管理する部署は、コンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について必要に応じ取締役会に報告する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電子文書（以下「文書等」という）に記録、保存し管理する。

ロ. 取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 情報セキュリティ管理規程において役員および従業員等の情報セキュリティに関する行動規範を定め、当社が保有する全ての情報資産について、ITを利用する場合を含め、高いセキュリティレベルを確保する。
  - ロ. リスクマネジメント基本規程に従い、平時において重要なリスクの抽出、リスク軽減策の策定および実施等を行う。
  - ハ. 危機管理マニュアルを整備し、有事においては災害等重大かつ緊急な事態が発生したときは、これに従い全社で対応し、事業の継続を確保するものとする。
- 二. リスクを統括・管理する部署は、全社的なリスクを統合的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、役員および従業員等が共有する全社的な目標（経営方針）を定め、部門担当取締役および各部署長はその目標達成のために各部門目標（部門方針）および各部署目標（部署方針）を定める。
- ロ. 内部牽制機能を確立するため、各部門の機能および分担を明確にし適正かつ効率的に職務が行われる体制とする。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社関係会社においては、当社（または当社監査役）からの求めに応じ、内部監査室監査（または監査役監査）を受け、その報告を行う。
- ロ. 関係会社管理を統括する部署は、当社関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。また当社の指針や方針等の周知徹底を図る。
- ハ. 一般に公正妥当と認められた企業会計基準に従い経営実態に即した会計処理を行うための体制を整備し運用を図り、その有効性を評価することにより業務プロセスの適正を確保し、もって財務報告に係る信頼性を確保する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 現在、監査役の職務を補助する使用人は任命していないが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」という）を置くものとする。
- ロ. 補助使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の事前同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役および従業員等は、職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実を発見したとき、会社に損害を与える事態が発生または発生することが予想されるときは、担当部門を通じてリスクを統括・管理する部署に報告し、重要な事項については部門担当取締役もしくは当該部署の責任者が監査役に報告する体制とする。
- ロ. 監査役が必要と判断したときは、いつでも取締役および従業員等に対して報告を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役および従業員等の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- ロ. 定期的に、取締役は監査役との意見交換等を行い、適切な意思疎通を図り、効果的な監査業務が遂行できる体制を確保する。

(5) 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えております。ま

た、当社は、当社株式について大量買付行為がなされる場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかし、大量買付行為のなかには、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白なものもないとは言えません。

当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益は、

イ. 「ものづくり」に関する数々の独自ノウハウ

ロ. 独自の生産管理システム

ハ. 全国の水道事業体・管材商社・水道工事業者との信頼関係に基づくブランド力

ニ. 製販一体化による顧客ニーズへの対応力

ならびに事業の担い手を構成する全体としての従業員により生み出されるものであり、仕入・販売のお取引先など、すべてのステークホルダーのご理解やご協力のうでで形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成する様々な要素への理解なくして、当社の企業価値、会社の利益ひいては株主共同の利益が維持・向上されることは困難であると考えております。

## ② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

日本の総人口の減少と東日本大震災の経験という、水道をとりまく状況の大きな変化をうけ、平成25年3月に厚生労働省より公表された「新水道ビジョン」では、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵をこれからも享受できるよう、今から50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像が明示されております。

当社では、この「新水道ビジョン」の基本理念を共有し、水道の理想像具現化の一翼を担うべく、時代や環境の変化に的確に対応した企業価値向上のための取組みを推し進めてまいります。

イ. 中長期的な企業価値向上のための取組み

当社の事業内容は、景気変動の影響を受けやすい新設住宅着工、公共工事関連に依拠する部分が多く見通しが大きく変動しやすいため、中期経営計画の公表は行っておりませんが、従来より、

- ・効率的な生産体制の構築
- ・物流効率化による配送コストの削減



・成長分野への営業強化と開発投資

を中心に中長期の施策を行ってきており、今後も「売上高経常利益率10%以上」を目標として、その確実な実現に向け取組んでまいります。

ロ. 不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

平成21年6月25日開催の第53期定時株主総会において、不適切な支配の防止のため、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）の導入を株主の皆様にご承認いただきました。平成22年6月28日開催の第54期定時株主総会、平成23年6月28日開催の第55期定時株主総会さらに平成26年6月26日開催の第58期定時株主総会において本プランの継続につきましても株主の皆様のご承認をいただいております。

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明らかに害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当の方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。

ハ. 本プランの合理性

(a) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していると考えられること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係わる諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

- (b) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、株主の皆様が当社株式を継続保有するか否かを適切に判断するために、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保すること、株主の皆様のために大量買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されたものです。

- (c) 株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランは継続だけでなく廃止についても、株主の皆様のご意思が反映されることになっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意思が反映されたものとなります。

- (d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は当社社外監査役および社外有識者により構成されます。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様等に情報開示を行うこととされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の実現に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

- (e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止する仕組みを確保しております。

(f) 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付者が出現した場合、当社取締役会および独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることが出来ることとされています。これにより、当社取締役会および独立委員会による判断の公正性および客観性がより強く担保される仕組みが確保されています。

(g) デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することが出来ることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない、いわゆるデッド・ハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスロー・ハンド型買収防衛策でもありません。

なお、本プランの詳細に関しましては、当社ウェブサイト (<http://www.qso.co.jp/corporate/>) に掲載しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	25,103	流 動 負 債	6,221
現金及び預金	10,534	支払手形及び買掛金	4,776
受取手形及び売掛金	6,379	未払法人税等	287
電子記録債権	3,337	賞与引当金	204
有価証券	500	役員賞与引当金	28
商品及び製品	3,054	その他	925
仕掛品	70	固 定 負 債	711
原材料及び貯蔵品	908	繰延税金負債	276
繰延税金資産	119	退職給付に係る負債	349
その他	200	資産除去債務	4
貸倒引当金	△1	その他	81
固 定 資 産	12,529	負 債 合 計	6,933
有形固定資産	8,986	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	2,515	株 主 資 本	29,444
機械装置及び運搬具	610	資 本 金	3,358
土地	5,713	資 本 剰 余 金	3,711
建設仮勘定	11	利 益 剰 余 金	23,068
その他	136	自 己 株 式	△694
無形固定資産	201	その他の包括利益累計額	1,254
ソフトウェア	171	その他有価証券評価差額金	854
その他	30	為替換算調整勘定	376
投資その他の資産	3,342	退職給付に係る調整累計額	23
投資有価証券	2,133	純 資 産 合 計	30,698
長期貸付金	15	負 債 ・ 純 資 産 合 計	37,632
保険積立金	986		
その他	221		
貸倒引当金	△15		
資 産 合 計	37,632		

# 連結損益計算書

(自 平成26年 4月 1日)  
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		24,366
売上原価		17,670
売上総利益		6,696
販売費及び一般管理費		5,103
営業利益		1,593
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	38	
為替差益	122	
その他	38	218
営業外費用		
売上割引	27	
その他	0	27
経常利益		1,783
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産売却損	47	
固定資産除却損	4	52
税金等調整前当期純利益		1,733
法人税、住民税及び事業税	681	
法人税等調整額	37	718
少数株主損益調整前当期純利益		1,014
当期純利益		1,014

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年 4月 1日)  
(至 平成27年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,358	3,711	22,434	△694	28,809
会計方針の変更による 累計的影響額			39		39
遡及処理後当連結会計年度 期首残高	3,358	3,711	22,475	△694	28,851
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△421		△421
当期純利益			1,014		1,014
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	593	△0	593
当連結会計年度末残高	3,358	3,711	23,068	△694	29,444

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	717	211	19	949	29,759
会計方針の変更による 累計的影響額					39
遡及処理後当連結会計年度 期首残高	717	211	19	949	29,800
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△421
当期純利益					1,014
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	136	165	3	305	305
当連結会計年度変動額合計	136	165	3	305	898
当連結会計年度末残高	854	376	23	1,254	30,698

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 主要な連結子会社の名称 QSOインダストリアル株式会社  
前澤給装（南昌）有限公司

##### ② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 QSOサービス株式会社
- ・ 連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

##### ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

- ・ 該当会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 該当会社はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 QSOサービス株式会社
- ・ 持分法を適用しない理由 非連結子会社であるQSOサービス株式会社の当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

##### ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

- ・ 該当会社はありません。

##### ④ 持分法適用手続きに関する特記事項

- ・ 該当会社はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

##### ① 連結の範囲の変更

- ・ 該当事項はありません。

##### ② 持分法の適用範囲の変更

- ・ 該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち前澤給装（南昌）有限公司については、12月31日が決算日であります。連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の決算日の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。QSOインダストリアル株式会社の決算日と連結決算日は一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券 償却原価法
- ロ. その他有価証券
- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの 移動平均法に基づく原価法
- ハ. たな卸資産
- ・商品、製品、原材料 主として月別総平均法に基づく原価法  
なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。
  - ・仕掛品 主としてロット単位の個別法に基づく原価法  
なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
- (当社及び国内連結子会社) 建物については定率法及び定額法を、その他については定率法を採用しております。  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (在外連結子会社) 所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
- (当社及び国内連結子会社) 定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
- (在外連結子会社) 所在地国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。



### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与に備えるため、将来支給する金額のうち当連結会計年度の負担額を当連結会計年度の費用に計上したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

#### ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額の当連結会計年度の期間負担額を計上しております。

### ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

#### イ. 退職給付に係る会計処理の方法

##### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ・数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

#### ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率(単一割引率)から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が60百万円減少し、繰延税金負債が21百万円、利益剰余金が39百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

## 3. 追加情報に関する注記

(スクラップ売却取引について)

水道メータ取引に関連して発生する棚卸資産(スクラップ)の売却取引については、従来、「営業外収益」の「スクラップ売却益」に計上しておりましたが、当該取引を継続的に強化してきた結果、金額の重要性が増してきたことから、実態をより適切に表すため、当連結会計年度より「売上高」と「売上原価」に含めて表示する方法に変更いたしました。

(厚生年金基金の特例解散)

当社が加入する「全日本バルブ厚生年金基金」は、平成26年9月26日開催の代議員会で特例解散の方針を決議いたしました。同基金の解散に伴い費用の発生が見込まれますが、解散に伴う費用の金額と業績に与える影響につきましては、現時点では不確定要素が多く、合理的な見積金額の算定ができません。見積金額が判明した時点で、損失計上をいたします。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,899百万円
- (2) 受取手形裏書譲渡高 8百万円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12,500千株	－千株	－千株	12,500千株

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	465千株	0千株	－千株	466千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

イ. 平成26年6月26日開催の第58期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 240百万円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月27日

ロ. 平成26年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 180百万円
- ・1株当たり配当額 15円
- ・基準日 平成26年9月30日
- ・効力発生日 平成26年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの  
平成27年6月25日開催の第59期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 240百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月26日

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安全性の高い預金等の金融資産で運用しております。なお、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、販売先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売先ごとに与信限度額を設定し、残高を管理しております。また、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の定期的な見直しなどを行い、業況等の悪化による回収懸念先の早期把握により当該信用リスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する取引先企業の株式が主であります。市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握する体制としております。また、投資有価証券の保有については継続的に見直しを行っております。

支払手形及び買掛金は、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、流動性預金の確保により、リスクを軽減しております。また、連結海外子会社は、当社以外に販売先がないことから信用リスクはありませんが、原材料等の輸入に伴う為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、同じ外貨建て預金残高の範囲内に買掛金残高があるため、相殺状況にあります。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	10,534	10,534	－
(2) 受取手形及び売掛金	6,379	6,379	－
(3) 電子記録債権	3,337	3,337	－
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	701	701	△0
② その他有価証券	1,650	1,650	－
資産計	22,602	22,602	△0
(1) 支払手形及び買掛金	4,776	4,776	－
(2) 未払法人税等	287	287	－
(3) その他流動負債（未払金）	628	628	－
負債計	5,692	5,692	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらの時価は、全て短期であるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 電子記録債権

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

## 負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) その他流動負債（未払金）

これらの時価は、短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	282

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

また、上記非上場株式には、非連結子会社（関係会社株式）30百万円を含んでおります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,551円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 84円31銭    |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

前澤給装工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐野 裕 ㊞  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 守谷 徳行 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前澤給装工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤給装工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

前澤給装工業株式会社 監査役会

常勤監査役 兼 茂 雄 ㊟

監 査 役 幣 原 廣 ㊟

監 査 役 宮 田 泰 ㊟

監 査 役 藤 田 博 ㊟

(注) 監査役幣原廣、監査役宮田泰及び監査役藤田博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	23,642	流動負債	6,084
現金及び預金	9,359	支払手形	56
受取手形	3,400	買掛金	4,661
売掛金	2,810	未払金	778
電子記録債権	3,542	未払費用	65
有価証券	500	未払法人税等	274
商品及び製品	2,940	預り金	17
仕掛品	51	前受収益	1
原材料及び貯蔵品	756	賞与引当金	201
前払費用	46	役員賞与引当金	28
繰延税金資産	111	固定負債	704
その他	121	繰延税金負債	264
貸倒引当金	△0	退職給付引当金	377
固定資産	13,414	資産除去債務	4
有形固定資産	8,440	その他	58
建物	2,237	負債合計	6,788
構築物	26	純 資 産 の 部	
機械及び装置	464	株主資本	29,420
車輛及び運搬具	0	資本金	3,358
工具、器具及び備品	121	資本剰余金	3,711
土地	5,580	資本準備金	3,711
建設仮勘定	11	利益剰余金	23,044
無形固定資産	173	利益準備金	839
ソフトウェア	169	その他利益剰余金	22,204
その他	3	別途積立金	18,000
投資その他の資産	4,800	繰越利益剰余金	4,204
投資有価証券	2,074	自己株式	△694
関係会社株式	36	評価・換算差額等	848
関係会社出資金	1,500	その他有価証券評価差額金	848
従業員長期貸付金	15	純資産合計	30,268
長期前払費用	1	負債・純資産合計	37,057
保険積立金	968		
その他	218		
貸倒引当金	△13		
資産合計	37,057		

# 損 益 計 算 書

( 自 平成26年 4 月 1 日 )  
( 至 平成27年 3 月 31 日 )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		23,864
売 上 原 価		17,231
売 上 総 利 益		6,632
販売費及び一般管理費		4,907
営 業 利 益		1,725
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	50	
そ の 他	33	84
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	27	
そ の 他	0	27
経 常 利 益		1,782
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2	2
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	47	
固 定 資 産 除 却 損	4	52
税 引 前 当 期 純 利 益		1,731
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	645	
法 人 税 等 調 整 額	38	683
当 期 純 利 益		1,048

# 株主資本等変動計算書

( 自 平成26年 4 月 1 日  
至 平成27年 3 月31日 )

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 計	
	資 本 金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金				自 己 株 式		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合 計
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	3,358	3,711	3,711	839	18,000	3,536	22,375	△694	28,751	
会計方針の変更による累積的影響額						39	39		39	
溯及処理後 当期首残高	3,358	3,711	3,711	839	18,000	3,577	22,417	△694	28,793	
当期変動額										
剰余金の配当						△421	△421		△421	
当期純利益						1,048	1,048		1,048	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	627	627	△0	627	
当期末残高	3,358	3,711	3,711	839	18,000	4,204	23,044	△694	29,420	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	716	716	29,467
会計方針の変更による累積的影響額			39
溯及処理後 当期首残高	716	716	29,509
当期変動額			
剰余金の配当			△421
当期純利益			1,048
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	132	132	132
当期変動額合計	132	132	759
当期末残高	848	848	30,268

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |             |   |
|-------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法   |
| ② 子会社株式・出資金 | 移動平均法に基づく原価法  |
| ③ その他有価証券   |   |
| ・ 時価のあるもの   | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）         |
| ・ 時価のないもの   | 移動平均法に基づく原価法  |
| ④ たな卸資産     |   |
| ・ 商品、製品、原材料 | 月別総平均法に基づく原価法<br>なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。    |
| ・ 仕掛品       | ロット単位の個別法に基づく原価法<br>なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。 |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |          |  |
|----------|--|
| ① 有形固定資産 | 建物については定率法及び定額法を、その他については定率法を採用しております。<br>なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。                    |
| ② 無形固定資産 | 定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 |
| ③ 長期前払費用 | 定額法によっております。<br>なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、その他の金銭債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与に備えるため、将来支給する金額のうち当事業年度の負担額を当事業年度の費用に計上したものであり、支給見込額に基づいて計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額の当事業年度の期間負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、総合設立の厚生年金基金については、当該年金基金への拠出額を退職給付費用として計上しております。

また、過去勤務費用は、発生事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、それぞれ発生年度の翌事業年度から各事業年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分額を費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率(単一割引率)から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が60百万円減少し、繰延税金負債が21百万円、繰越利益剰余金が39百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

## 3. 追加情報に関する注記

(スクラップ売却取引について)

水道メータ取引に関連して発生する棚卸資産(スクラップ)の売却取引については、従来、「営業外収益」の「スクラップ売却益」に計上しておりましたが、当該取引を継続的に強化してきた結果、金額の重要性が増してきたことから、実態をより適切に表すため、当事業年度より「売上高」と「売上原価」に含めて表示する方法に変更いたしました。

(厚生年金基金の特例解散)

当社が加入する「全日本バルブ厚生年金基金」は、平成26年9月26日開催の代議員会で特例解散の方針を決議いたしました。同基金の解散に伴い費用の発生が見込まれますが、解散に伴う費用の金額と業績に与える影響につきましては、現時点では不確定要素が多く、合理的な見積金額の算定ができません。見積金額が判明した時点で、損失計上をいたします。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	14,690百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	265百万円
短期金銭債務	81百万円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	487百万円
仕入高	1,285百万円
販売費及び一般管理費	85百万円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	465千株	0千株	－千株	466千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。



## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)	
賞与引当金	65百万円
未払事業税	19百万円
未払社会保険料	10百万円
たな卸資産評価損	7百万円
その他	7百万円
流動繰延税金資産合計	111百万円
流動繰延税金資産の純額	111百万円
(固定資産)	
退職給付引当金	120百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	4百万円
会員権評価損	14百万円
子会社株式評価損	36百万円
減損損失	25百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円
その他	31百万円
固定繰延税金資産小計	232百万円
評価性引当額	△99百万円
固定繰延税金資産合計	133百万円
(固定負債)	
その他有価証券評価差額金	397百万円
その他	0百万円
固定繰延税金負債合計	397百万円
固定繰延税金負債の純額	264百万円

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しておりますが、重要性が乏しいため注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,515円24銭
(2) 1株当たり当期純利益	87円12銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

前澤給装工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐野 裕 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 守谷 徳行 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前澤給装工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月11日

前澤給装工業株式会社 監査役会

常勤監査役	兼	茂	雄	Ⓔ
監査役	幣	原	廣	Ⓔ
監査役	宮	田	泰	Ⓔ
監査役	藤	田	博	Ⓔ

(注) 監査役幣原廣、監査役宮田泰及び監査役藤田博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策と位置づけ、経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当を実現していくことを基本方針としております。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき20円

総額240,679,560円

これにより、当期の年間配当金につきましては、中間配当金1株につき15円と合わせまして、1株につき35円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役の招聘による取締役会の監督機能強化および経営体制の一層の充実を図るため、現行定款第18条（取締役の員数）の取締役の員数を7名以内から10名以内へ変更するものであります。
- (3) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それら取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第27条の2（取締役の責任限定契約）を新設するとともに、現行定款第35条（社外監査役の責任限定契約）について所要の変更を行うものであります。

なお、第27条の2（取締役の責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（7）（条文省略） （新 設） （8）前各号に附帯関連する一切の事業 第3条～第17条（条文省略） （取締役の員数）	（目的） 第2条（現行どおり）  （1）～（7）（現行どおり） （8）中古水道メータ等の古物の売買 （9）（現行どおり）
第3条～第17条（条文省略） （取締役の員数）	第3条～第17条（現行どおり） （取締役の員数）
第18条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	第18条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
第19条～第27条（条文省略）	第19条～第27条（現行どおり）



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第28条～第34条 (条文省略) (<u>社外監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>	<p>(<u>取締役の責任限定契約</u>)</p> <p><u>第27条の2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第28条～第34条 (現行どおり) (<u>監査役の責任限定契約</u>)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役5名全員は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の充実を図るため社外取締役1名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
1	<p style="text-align: center;">やま もと はる き 山 本 晴 紀 (昭和29年4月7日)</p>	<p>昭和52年4月 当社入社 平成14年5月 福島製造第一部長 平成16年6月 執行役員生産本部福島工場長 平成18年6月 上席執行役員生産本部福島工場長兼購買部長 平成19年6月 取締役執行役員生産本部福島工場長兼購買部長兼庶務部長 平成22年6月 常務取締役生産本部長兼開発部長 平成25年12月 代表取締役社長生産本部長兼開発部長 平成26年7月 代表取締役社長営業部門、生産部門担当 平成27年4月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 前澤給装（南昌）有限公司董事長</p>	38,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
2	ほり とし や 堀 俊 也 (昭和35年2月14日)	昭和57年4月 当社入社 平成13年10月 営業推進部長 平成16年6月 執行役員営業本部副本部長兼 営業推進部長 平成18年6月 取締役執行役員営業本部長 平成22年10月 取締役執行役員営業本部長兼 東北・北海道統括部長兼九州統 括部長兼特販統括部長 平成26年7月 取締役執行役員西日本営業部 長兼特販営業部長兼中部支店 長兼物流部、CADセンター担 当 平成27年1月 取締役西日本営業部長兼特販 営業部長兼中部支店長兼物流 部、CADセンター担当 平成27年4月 取締役第二営業部門担当 特販 営業部長兼中部支店長(現任) (重要な兼職の状況) QSOインダストリアル株式会社取締役	15,200株
3	むら た ひで あき 村 田 秀 明 (昭和31年7月21日)	平成6年3月 当社入社 平成14年5月 技術開発部長 平成16年8月 生産本部技術部長 平成17年4月 生産本部生産技術部長 平成18年6月 執行役員生産本部生産技術部 長 平成22年6月 取締役執行役員生産本部福島 工場長兼生産技術部長 平成26年7月 取締役執行役員福島工場長兼 開発部長 平成27年1月 取締役福島工場長兼開発部長 平成27年4月 取締役生産部門担当(現任) (重要な兼職の状況) QSOサービス株式会社取締役	12,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	谷 合 祐 一 (昭和33年 8 月23日)	昭和62年 3 月 当社入社 平成 8 年 2 月 広島営業所長 平成15年 4 月 東京営業所長 平成18年 6 月 執行役員営業本部東京営業所長 平成21年 4 月 執行役員営業本部副本部長(東京駐在) 兼東京営業所長 平成22年 6 月 取締役執行役員営業本部副本部長(東京駐在) 兼東京営業所長 平成22年10月 取締役執行役員営業本部関東・中部統括部長 平成26年 7 月 取締役執行役員東日本営業部長兼首都圏支店長兼営業支援部長 平成27年 1 月 取締役東日本営業部長兼首都圏支店長兼営業支援部長 平成27年 4 月 取締役第一営業部門、第三営業部門担当 首都圏支店長兼営業支援部長(現任)	13,100株
※5	前 田 ちかし (昭和29年10月20日)	昭和54年 4 月 株式会社協和銀行(現 株式会社りそな銀行) 入行 平成19年 8 月 当社入社 平成19年 8 月 経営管理本部経理部長 平成21年 6 月 執行役員経営管理本部経理部長 平成27年 1 月 経理部長(現任)	2,600株
※6	檀 原 よし 樹 (昭和29年 9 月14日)	昭和53年 4 月 株式会社協和銀行(現 株式会社りそな銀行) 入行 平成22年 7 月 当社入社 平成22年 7 月 経営管理本部内部統制室長兼経営管理部副部長 平成25年 1 月 経営管理本部総務部長兼内部統制室長兼経営管理部副部長 平成26年 4 月 執行役員経営管理本部経営管理部部長兼内部統制室長 平成27年 1 月 経営管理部部長兼内部統制室長(現任)	800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※7	しで はら ひろし 幣原 廣 (昭和24年 5月 7日)	昭和57年 4月 弁護士登録 平成 3年10月 銀座東法律事務所開設 平成11年 4月 第二東京弁護士会副会長 平成14年 4月 日本弁護士連合会事務次長 平成19年 6月 当社監査役(現任) 平成20年 8月 タマホーム株式会社監査役(現任) 平成25年 6月 中外鉱業株式会社監査役(現任) 平成26年 9月 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所所長(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所代表社員弁護士 タマホーム株式会社社外監査役 中外鉱業株式会社社外監査役	一株

(注) 1. ※は、新任取締役候補者であります。

- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 幣原 廣氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって8年となります。なお、同氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。
- 幣原 廣氏を社外取締役候補者とした理由は、社外監査役在任期間において、弁護士として企業法務に関する専門的な知識や経験に基づき、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は、監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、今後はその豊富な知識と経験を当社取締役会の監督機能強化に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 当社は、幣原 廣氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が社外取締役に選任された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。
- 当社は、幣原 廣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏が社外取締役として選任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 監査役4名選任の件

監査役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※1	おお づ い さ お 大 関 伊 左 生 (昭和28年7月31日)	昭和47年4月 当社入社 平成3年12月 生産業務部課長 平成14年5月 品質保証センター長 平成17年3月 管理本部経営管理部担当課長 平成18年7月 リスク統轄本部法務部知的財産グループ担当課長 平成19年6月 内部監査室担当課長 平成25年8月 内部監査室(現任)	17,100株
※2	きた むら たかし 北 村 孝 (昭和31年3月1日)	昭和53年4月 オリエン特時計株式会社入社 平成14年10月 当社入社 平成15年7月 管理本部経営企画室情報システムグループグループリーダー 平成20年4月 経営管理本部経理部副部長 平成26年4月 経営管理本部経営管理部副部長 平成26年7月 経営管理部担当部長(現任)	1,800株
3	ふじ た ひろし 藤 田 博 (昭和29年2月14日)	昭和51年4月 株式会社協和銀行(現株式会社りそな銀行) 入行 平成6年8月 株式会社あさひ銀行(現株式会社りそな銀行) 鳴野支店長 平成9年9月 同行上海支店長 平成15年5月 株式会社りそな総合研究所出向主席コンサルタント 平成17年9月 株式会社中国ビジネスネットワーク(現株式会社CBN) 代表取締役(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社CBN代表取締役	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ 4	かん の とし やす 菅 納 敏 恭 (昭和25年 3月31日)	昭和56年 9月 税理士登録 昭和61年 2月 菅納会計事務所代表(現任) 平成11年 6月 東京税理士会常務理事 平成19年 7月 国税不服審判所審判官 平成25年 6月 東京税理士会副会長(現任) 平成25年 7月 日本税理士会連合会常務理事 (現任)  (重要な兼職の状況) 菅納会計事務所代表	一株

(注) 1. ※は、新任監査役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 藤田 博氏および菅納 敏恭氏は、社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者に関する特記事項

- (1) 藤田 博氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関における長年の経験があり財務および会計に関する豊富な見識を有しているため、客観的な立場から当社の監査を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。
  - (2) 菅納 敏恭氏を社外監査役候補者とした理由は、税理士資格を有しており、税務および会計に関する専門的な知識を当社の監査に反映していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 当社は、藤田 博氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合には本契約を更新する予定であります。また、菅納 敏恭氏が社外監査役に選任された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号 TEL 03-3409-8181  
アイビーホール青学会館 3階 ナルド

交 通 (地下鉄)

●銀座線・半蔵門線・千代田線 - 表参道駅下車 (B3またはB1出口より徒歩約5分~6分)  
(都営バス)

●渋谷駅前⇒新橋駅前行き (渋88系統) 南青山五丁目下車  
(徒歩約3分)

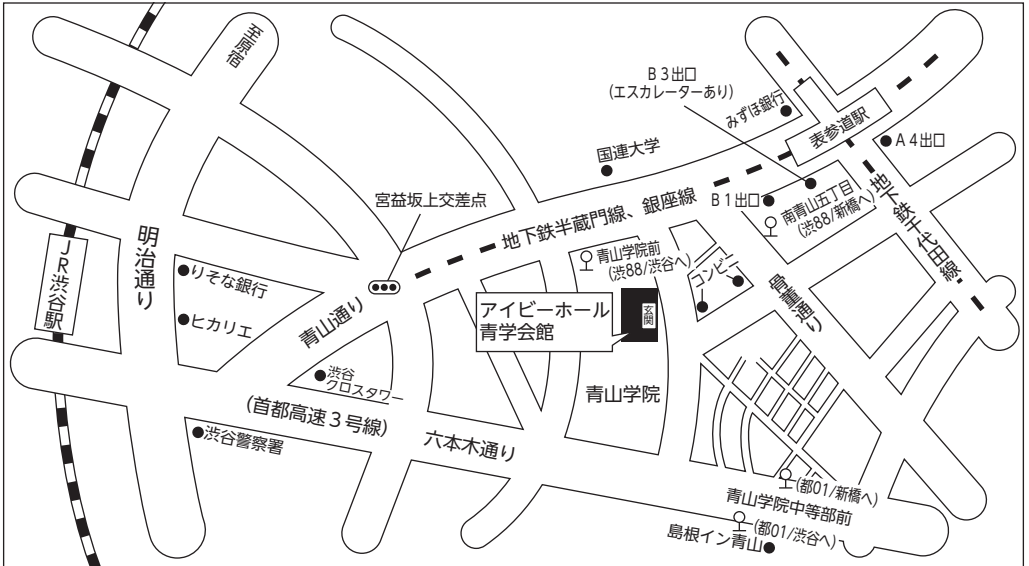
●新橋駅前⇒渋谷駅前行き (渋88系統) 青山学院前下車  
(徒歩約3分)

●渋谷駅前⇒新橋駅前行き (都01系統) 青山学院中等部前下車  
(徒歩約6分)

●新橋駅前⇒渋谷駅前行き (都01系統) 青山学院中等部前下車  
(徒歩約8分)

※(渋88系統)のバスは、時間帯によって運行本数が少ないことがございますので、ご注意ください。

(概略図)



○駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。